

## [事案 2020-345] 手術給付金支払請求

・令和3年11月10日 和解成立

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

乳がんに対する電磁波温熱療法を受けたことから、平成17年11月および平成19年2月に契約した2件のがん保険にもとづき、手術給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないとして支払われなかったが、以下の理由により、給付金を今後も継続的に支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、「画像診断の結果のみ」で、約款非該当の判断をしているが、本疾病は再発進行がんで、がんは治っておらず、抗がん剤の治療は完了したのではなく、あくまで休薬しているのみであり、がんが cCR（触診しても腫瘤が触れず、画像検査でも腫瘍の消失が確認された状態のこと）の状態を保っているのも、本療法を続けていることが功を奏しているからである。
- (2) がん細胞自体が消失してはおらず、がんがあるであろう場所については、医師もその旨理解している。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人には現在がんの再発や転移はなく、電磁波温熱療法は、再発予防を目的としたものにすぎず、約款の支払事由（治療を直接の目的とする手術）を充足するものではない。
- (2) 当社は、「画像診断の結果のみ」で約款非該当とは判断していない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、手術給付金の支払いは認められないが、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。